

元国際第 1 1 0 7 号

関税割当公表第 6 5 号

令和 2 年度のとうもろこし（コーンスターチ用以外）の関税割
当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。
以下「省令」という。）第 6 条の規定に基づき、とうもろこし（関税暫定措
置法施行令（昭和35年政令第69号）第 3 条に規定するところにより飼料用に
供するものを含むものとし、関税定率法（明治43年法律第54号）第13条第 1
項の規定の適用を受けるもの及びコーンスターチの製造に使用するものを除
く。以下同じ。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、令和 2 年度の本関税割当制度は、関税定率法等の一部を改正する法律
の成立及び施行をもって有効となります。

令和 2 年 3 月 11 日

農 林 水 産 省

記

第 1 用途別の割当数量及び通関期限

1 用途

- (1) 単体飼料用（丸粒）
- (2) エチルアルコール及び蒸留酒用
- (3) コーンフレーク用
- (4) コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用
- (5) その他用

2 合計割当数量 別途公表

3 通関期限 令和3年3月31日

第2 関税割当申請書受付の担当課（以下「受付担当課」という。）

1 単体飼料用（丸粒）及びその他用（粒飼用）

農林水産省生産局畜産部飼料課

2 エチルアルコール及び蒸留酒用

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

3 コーンフレーク用、コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用並びにその他用（菓子用）

農林水産省食料産業局食品製造課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間

(1) 単体飼料用（丸粒）については、次に掲げる期間とする。

ただし、イからカまでに掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

ア 令和2年4月1日（水）から同年4月9日（木）まで

イ 令和2年6月1日（月）から同年6月3日（水）まで

ウ 令和2年8月3日（月）から同年8月5日（水）まで

エ 令和2年10月1日（木）から同年10月5日（月）まで

オ 令和2年12月1日（火）から同年12月3日（木）まで

カ 令和3年2月1日（月）から同年2月3日（水）まで

(2) エチルアルコール及び蒸留酒用については、国税庁長官が発給する

エチルアルコール又は蒸留酒用とうもろこし関税割当申請限度内示書（以下「内示書」という。）の交付日から7日以内（なお、本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合には、それらの数量についても、関税割当申請の対象となる。）。

- (3) コーンフレーク用、コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用並びにその他用については、次に掲げる期間とする。

ただし、イからエまでに掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

ア 令和2年4月1日（水）から同年4月9日（木）まで

イ 令和2年7月13日（月）から同年7月15日（水）まで

ウ 令和2年10月1日（木）から同年10月9日（金）まで

エ 令和3年1月18日（月）から同年1月20日（水）まで

- 2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第5 関税割当申請者の資格

- 1 単体飼料用（丸粒）については、次のいずれかに該当し、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が適当であると認める者

(1) 割当てを受けたとうもろこし（単体飼料用（丸粒））を飼料として自ら使用する畜産経営者（当該とうもろこし（単体飼料用（丸粒））を複数の畜産経営者が共同で設置した自家配合用の飼料製造施設に直接運送する場合にあっては、当該施設がとうもろこし（単体飼料用（丸粒））を飼料用に供する場所として適当であることについて税関長の確認を受けている者に限る。以下同じ。）

(2) 割当てを受けたとうもろこし（単体飼料用（丸粒））を飼料として畜

産経営者に直接販売する者（畜産経営者が直接又は委託により引取りを行う場合に限る。）

2 エチルアルコール及び蒸留酒用については、国税庁長官が発給する内示書の交付を受けた者

3 コーンフレーク用については、関税割当申請書を提出する日においてコーンフレークを製造する設備を有する者であって、皮と胚芽を取り去ったとうもろこしの穀粒を使用するコーンフレーク製造業者

4 コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用については、次の各号に掲げる要件のすべてを備える者

(1) 関税割当申請書を提出する日においてコーングリッツ、コーンミール又はコーンフラワーの製造設備を有する者

(2) とうもろこしを使用して、コーングリッツ、コーンミール又はコーンフラワーを製造する者であって、製品をコーンスターチ用に使用又は販売することのない者

5 その他用については、次に掲げる者（輸入商社を除く。）

(1) 粒飼用

粉碎その他の加工をしておらず、他の物品を加えていないとうもろこしを輸入し、家禽以外の鳥類の飼料用に供するために販売する飼料販売業者又はこれらの者を構成員とする団体

(2) 菓子用

関税割当申請書を提出する日において、とうもろこしを使用して菓子を製造する設備を有する者であって、割当てを受けたとうもろこしを菓子の原料として使用することが確実と認められる者

第6 関税割当申請書に添付すべき書類等

1 関税割当申請書に添付すべき書類（個別）

(1) 単体飼料用（丸粒）については、次に掲げる書類を添付すること。

ただし、令和元年度における割当実績を有する者であって、申請時点においてア、イ、キ又はクの書類の内容に変更のないものは、ア、イ、キ又はクの書類の添付を必要としない。

ア 申請者が団体又は法人の場合は登記事項証明書（原本）（登記のされていない団体にあつては、団体規約、代表者の住民票及び構成員名簿）、個人事業者の場合は個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）又は住民票

イ 申請者がとうもろこし（単体飼料用（丸粒））を畜産経営者に直接販売する場合、アに加えて、当該販売先が団体又は法人の場合は当該販売先の登記事項証明書（原本）（登記のされていない団体にあつては、当該販売先の団体規約、代表者の住民票及び構成員名簿）、当該販売先が個人事業者の場合は当該販売先の個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）又は住民票

ウ 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間におけるとうもろこし（単体飼料用（丸粒））の使用実績数量又は販売実績数量及び在庫数量を記載した書類（別記様式1）

エ 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間における原料入手状況を記載した書類（別記様式2）

オ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間におけるとうもろこし（単体飼料用（丸粒））の使用計画数量又は販売計画数量を記載した書類（別記様式3）

カ 単体飼料用丸粒とうもろこしの用途証明取扱要領の制定について（平成13年3月31日付け13生畜第1442号）に基づき、申請者が自己の負担において、自ら又は第三者委託によるとうもろこし（単体飼料用

(丸粒))を適正に引渡し及び運送したことの証明を行う旨の誓約書
(申請者がとうもろこし(単体飼料用(丸粒))を畜産経営者に直接
販売する場合にあっては、当該畜産経営者の誓約書を含む。)

キ 下記の書類及び資料(申請者がとうもろこし(単体飼料用(丸粒))
を畜産経営者に直接販売する場合にあっては、当該畜産経営者の書
類及び資料)

(ア) 施設配置図

(イ) 製造機械配置図(縮尺:百分の一)

(ウ) 加工工程見取図

(エ) 原料タンク及び主要機械の概要(別記様式4)

ク 申請者又はオにおける別記様式3のとうもろこし(単体飼料用(丸
粒))の販売先畜産経営者が、割当てを受けたとうもろこし(単体飼
料用(丸粒))を関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)第3
条第2項に規定する共同利用施設に運送する場合(複数の畜産経営
者が共同で設置した自家配合用の飼料製造施設に直接運送する場
合を含む。)にあっては次の書類

(ア) 当該施設の名称及び所在地を記載した書類

(イ) 当該施設を設置した者の名称及び所在地を記載した書類

(ウ) 当該施設を設置した者の登記事項証明書、定款、規約及び構成
員名簿(登記のされていない団体にあっては、団体規約、代表者
の住民票及び構成員名簿)

(エ) 当該施設が税関長の確認を受けている旨の書類

(2) エチルアルコール及び蒸留酒用については、国税庁長官が発給する
内示書。

(3) コーンフレーク用については、次の書類を添付すること。

ただし、令和元年度における割当実績を有する者であって、申請時

点においてエの書類の内容に変更のないものは、エの書類の添付を必要としない。

ア 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用実績数量及び在庫数量並びに製品の販売先別販売実績数量を記載した書類（別記様式5及び6）

イ 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間における原料入手状況を記載した書類（別記様式7）

ウ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用計画数量及び製品の販売計画数量を記載した書類（別記様式8及び9）

エ 下記の書類又は資料

(ア) 工場名及びその所在地を記載した書類

(イ) 工場配置図（縮尺：千分の一）

(ウ) 製造機械配置図（縮尺：百分の一）

(エ) 工場工程見取図

(オ) 主要機械の機能別表（別記様式13）

(カ) 申請者が団体又は法人の場合は登記事項証明書（原本）（登記されていない団体にあつては、団体規約及び構成員名簿）、個人事業者の場合は個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの

(4) コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用については、次に掲げる書類を添付すること。

ただし、令和元年度における割当実績を有する者であつて、申請時点においてエの書類の内容に変更のないものは、エの書類の添付を必要としない。

ア 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間におけるとう

もろこしの使用実績数量及び在庫数量並びに製品の販売先別販売実績数量を記載した書類（別記様式 5 及び 6）

イ 平成31年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月31日までの期間における原料入手状況を記載した書類（別記様式 7）

ウ 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月31日までの期間におけるとうもろこしの使用計画数量及び製品の販売計画数量を記載した書類（別記様式 8 及び 9）

エ 下記の書類又は資料

(ア) 工場名及びその所在地を記載した書類

(イ) 工場配置図（縮尺：千分の一）

(ウ) 製造機械配置図（縮尺：百分の一）

(エ) 工場工程見取図

(オ) 主要機械の機能別表、製品の用途別収量、粗脂肪含有量別生産収率（別記様式10、11及び12）

(カ) 申請者が団体又は法人の場合は登記事項証明書（原本）（登記されていない団体にあつては、団体規約及び構成員名簿）、個人事業者の場合は個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）

(5) その他用については、次に掲げる書類を添付すること。

ただし、令和元年度における割当実績を有する者であつて、申請時点においてエ又はオの書類の内容に変更のないものは、エ又はオの書類の添付を必要としない。

ア 平成31年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月31日までの期間におけるとうもろこしの使用（粒飼用にあつては、販売。以下同じ。）実績数量及び在庫数量並びに製品の販売先別販売実績数量を記載した書類（別記様式 5 及び 6）

イ 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間における原料
入手状況を記載した書類（別記様式7）

ウ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間におけるとう
もろこしの使用計画数量及び製品の販売計画数量を記載した書類
（別記様式8及び9）

エ 申請者が団体又は法人の場合は登記事項証明書（原本）（登記のさ
れていない団体にあつては、団体規約、代表者の住民票及び構成員名
簿）、個人事業者の場合は個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税
務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じ
たもの）又は住民票

オ 下記の書類又は資料（菓子用のみ）

（ア）工場名及びその所在地を記載した書類

（イ）工場配置図（縮尺：千分の一）

（ウ）製品名

（エ）工場工程見取図

（オ）製造機械配置図（縮尺：百分の一）

（カ）主要機械の機能別表（別記様式13）

2 関税割当申請書に添付すべき書類（共通）

第1の用途に従って割当てを受けたとうもろこしを当該割当てを受け
た用途にのみ使用（又は販売）し、その他の用途には使用（又は販売）
しない旨の誓約書（別記様式14）（申請者が団体にあつては、その構成
員、申請者がとうもろこし（単体飼料用（丸粒））を畜産経営者に直接
販売する場合にあつては、当該畜産経営者の誓約書を含む。）

第7 本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2
回目以降の申請を行う場合に提出する書類

本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2

回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第6に定める書類のほか、2回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類(別記様式15)を提出するものとする。

ただし、第6に定める書類(1の(1)のイ及び2を除く。)のうち、その記載内容が1回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を要しない。

第8 割当基準

- 1 単体飼料用(丸粒)については、申請数量の範囲内において、本公表に基づき提出された書類に記載された使用実績数量又は販売実績数量、使用計画数量又は販売計画数量(畜産経営者ごとの購入希望数量の合計)等を勘案して割り当てるものとする。
- 2 エチルアルコール及び蒸留酒用については、国税庁長官が発給する内示書の関税割当申請限度の範囲内で申請のあった数量を割り当てるものとする。
- 3 コーンフレーク用については、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用実績数量及び令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間における使用計画数量等を勘案して割り当てるものとする。
- 4 コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用については、
 - (1) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用(又は製品販売)実績数量
 - (2) 関税割当申請書を提出する日における製造能力
 - (3) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間における使用(又は製造販売)計画数量等を勘案して割り当てる。
- 5 その他用については、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用(又は販売)実績数量、令和2年4月

1日から令和3年3月31日までの期間における使用（又は販売）計画数量等を勘案して割り当てるものとする。

第9 関税割当証明書の発給の停止

関税割当証明書の発給は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から本公表第1の3に定める通関期限まで及びそれに続く次の1年間は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

- 1 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。
- 2 申請者が本公表第5、第10及び第12に違反したとき。
- 3 申請者が関税割当てのために、省令又は本公表に基づき提出した書類について、虚偽の申告又は報告をしたとき。

第10 報告等

- 1 割当てを受けた者は、とうもろこし（単体飼料用（丸粒））の月別の使用実績又は販売実績報告書（別記様式16）を翌月の20日までに生産局長に報告するものとする。
- 2 コーンフレーク用、コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用並びにその他用のうちのその他菓子用に使用されとうもろこしの割当てを受けた者は、農林水産省食料産業局長（以下「食料産業局長」という。）の定めるところにより、とうもろこしの使用実績及び製品の生産・販売（消費）実績等を食料産業局長に報告するものとする。
- 3 割当てを受けた者は、関税割当てに関して法令に違反した場合には、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第11 内示書の交付申請

エチルアルコール及び蒸留酒用の内示書の交付申請については、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達（様式編）の制定について（法令解釈通達）（平成17年8月25日付課酒1-66ほか1課共同）に定める様式により、

国税庁長官に行うものとする。

第12 その他

- 1 関税割当申請書（省令別記様式第一）の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

また、関税割当証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書（省令別記様式第三）及び割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書（省令別記様式第四）の提出部数は2通（省令第3条及び第4条）とする。

- 2 関税割当申請書等の記載方法等については、関税割当申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号（平成25年3月11日付け24国際第1072号により一部改正））による。

- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする（省令第3条第2項）。

- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は関税割当証明書の期間満了日を経過したときは、当該証明書を速やかに返納しなければならない（省令第5条）。返納に当たっては、割当てを受けた者又は返納の委任を受けた者が受付担当課に直接持ち込み又は郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。また、割当数量を全て消化した関税割当証明書も同様とする。

なお、関税割当証明書を返納する際、関税割当数量を返還する場合は「関税割当数量の返還について」（別記様式17）を提出するとともに、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム

（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

- 5 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

第13 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

- 1 農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のウェブサイトにおいて公表する。
- 2 本関税割当て公表に基づき提出された関税割当て申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当て証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

<注> 別記様式は以下の農林水産省ウェブサイトに掲載。

(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/index.html)